

大阪府都市整備部舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務に係る入札参加資格事前審査取扱要領 新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（適格性の審査）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 前号の車両については、所有又は12ヶ月以上の長期賃貸借契約（清掃業者間の契約含む。以下同じ。）により事前審査の申請時に使用できる状況にあることを証明できる者であること。なお、長期賃貸借契約については自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の商号又は名称があることを条件として認める。</p> <p>四～六（略）</p> <p>七 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入している者であること。</p> <p>八 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注する業務（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般交通の用に供する道路における清掃業務に限る。ただし、同法第48条の14に規定する自転車専用道路等のみの清掃業務を除く。）において、申請日までの過去5年間に元請としての完了実績を各申請業務につき1件以上有することが証明できる者であること。</p> <p>九 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請の際に届け出</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（適格性の審査）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 前号の車両については、所有又は6ヶ月以上の長期賃貸借契約（清掃業者間の契約含む。以下同じ。）により事前審査の申請時に使用できる状況にあることを証明できる者であること。なお、長期賃貸借契約については自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の商号又は名称があることを条件として認める。</p> <p>四～六（略）</p> <p><u>七</u> 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注する業務（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般交通の用に供する道路における清掃業務に限る。ただし、同法第48条の14に規定する自転車専用道路等のみの清掃業務を除く。）において、申請日までの過去5年間に元請としての完了実績を各申請業務につき1件以上有することが証明できる者であること。</p> <p><u>八</u> 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請の際に届け出</p>	<p>（修正）</p> <p>⇒制度改善に伴う修正</p> <p>（新設）</p> <p>⇒電子マニフェスト義務化に伴う追加</p> <p>（修正）</p> <p>⇒条ずれ対応</p> <p>（修正）</p>

<p>た大阪府と契約する営業所の所在地及び作業基地（車両保管所）が大阪府内にあること。</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>（申請項目の変更届）</p> <p>第7条 認定業者は、当該認定の有効期間中において、所在地・名称のほか第3条に基づき提出した申請記載の申請項目について変更があった場合、速やかに<u>変更した内容を技術担当次長に申し出</u>なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年12月1日から施行する。</u></p>	<p>た大阪府と契約する営業所の所在地及び作業基地（車両保管所）が大阪府内にあること。</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>（申請項目の変更届）</p> <p>第7条 認定業者は、当該認定の有効期間中において、所在地・名称のほか第3条に基づき提出した申請記載の申請項目について変更があった場合、速やかに<u>技術担当次長に変更届を提出し</u>なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>⇒条ずれ対応</p> <p>（修正）</p> <p>⇒文言修正</p>
--	--	--